

和光北インター東部地区の都市計画変更(和光市決定)に係る都市計画法第17条に基づく 案の縦覧結果

- 和光都市計画 土地区画整理事業の変更
- 和光都市計画 用途地域の変更
- 和光都市計画 高度地区の変更
- 和光都市計画 防火地域及び準防火地域の変更
- 和光都市計画 地区計画の変更

縦覧期間	令和5年2月10日(金)~2月24日(金)
縦覧者	0名
意見書の提出	1件

- 和光都市計画 下水道の変更

縦覧期間	令和5年2月10日(金)~2月24日(金)
縦覧者	0名
意見書の提出	0件

- 和光都市計画 生産緑地地区の変更

縦覧期間	令和5年2月27日(月)~3月13日(月)
縦覧者	0名
意見書の提出	0件

和光都市計画の変更に係る意見に対する市の見解書

(土地区画整理事業の変更、用途地域の変更、高度地区の変更、防火地域及び準防火地域の変更、地区計画の変更)

番号	意見の要旨	市の処理方針
1	<p>・市は、国道254号バイパス沿線のまちづくりにおいて、市民との対話をしながら進めていく見解を示しているが、(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の説明会では、ごく少数の地域住民しか参加しておらず、市民との対話の場として機能しているとは思えない。市の見解と現状は乖離していると思われるため、反対である。</p> <p>地域の持続的発展のためにも、見解の内容を実現し、地域と結びつける、積極的な取り組みがなされることを期待する。</p>	<p>・国道254号バイパス沿線のまちづくりのひとつである和光北インター東部地区の都市計画変更については、都市計画手続に則り、住民説明会や都市計画変更案の縦覧等を行ってまいりました。住民説明会の案内にあたっては、通常の周知方法である市の広報紙、市のホームページでの掲載の他、近隣自治会への案内を行いました。また、住民説明会に来られない方の為に説明会資料の動画配信等を行い、より多くの市民に知ってもらえるよう工夫を行っております。ご意見の環境影響評価に係る説明会での少数の地域住民の参加状況については、今後、住民説明会を開催する際に、より多くの市民に参加して頂けるような案内方法や情報発信を検討してまいります。</p>

和光市

上記代表者 和光市長 柴崎 光子 殿

〒
住 所
氏 名
年 齢

和光市都市計画の変更に係る意見書

和光市都市計画（土地区画整理事業の変更・用途地域の変更・高度地区の変更・防火、準防火地域の変更・地区計画の変更）の案について、下記の理由により反対します。

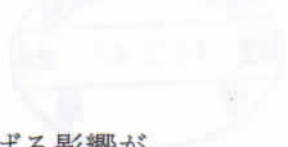
記

都市計画法第 16 条第 2 項の規定に基づいて定められた和光市まちづくり条例第 11 条第 1 項及び同法第 12 条第 1 項の規定に基づく縦覧の際に提出した意見書について、見解 (<http://www.city.wako.lg.jp/var/rev0/0129/3017/12329173923.pdf>) を提示いただき、ありがとうございました。

その中では、これまで住民説明会を行ってきたとの記載とともに、「国道 254 号バイパス沿線のまちづくりにおいては市民の皆様との対話をしながら進めていきたいと考えております」との見解が示されたところです。

しかし、まさに国道 254 号バイパス沿線のまちづくりに密接に関係すると思われる、令和 5 年 1 月 15 日に下新倉小学校体育館で開催された、(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の説明会では、ごく少数の地域住民しか参加しておらず、説明会が市民との対話の場として機能しているとは残念ながら思えませんでした。現在のところ、お示しいただいた見解と、現状は乖離していると思われるため、引き続き、反対の意見を表明させていただきます。

今回の都市計画等の変更は、その内容から見て、国道 254 号バイパス延伸と併せて、周辺地区の積極的な再開発を可能とするための条件整備だと認識しています。



再開発事業における住民参加は、短期的には意思決定を遅らせ、開発効率を下げる影響があることは理解しますが、中長期的な持続的な地域の発展においては地域住民の主体的関与は大きな力になりえます。バイパス工事期間とその前後は大規模な公共投資により開発は進むかもしれませんが、そこに継続的に企業と人を呼び込み、発展させることができるかどうかは、地域住民が再開発事業を自分たちの課題として意識することができるかどうかにかかっているのではないのでしょうか。たとえ短期的に企業誘致に成功したとしても、地域に定着せず、地域から遊離した企業は、環境の変化に応じて簡単に撤退することは、各地方における再開発事業の失敗例を見ても容易に想定できることかと思われまます。地域の持続的な発展のためにも、お示しいただいた見解の内容を実現し、再開発事業を地域と結びつける、積極的な取組みがなされることを期待しています。

和光市都市計画部の変更に係る意見書

和光市都市計画部は、和光市の発展と住民の生活の向上に貢献する重要な役割を担っています。しかし、現在の体制では、都市計画の推進や住民との連携に課題が生じています。本意見書では、和光市都市計画部の体制強化と業務改善について、具体的な提案をさせていただきます。

まず、都市計画の推進には、住民の理解と協力が不可欠です。そのため、都市計画の策定や実施の過程において、住民との対話と協働を進めることが重要です。また、都市計画の推進には、関係機関との連携も不可欠です。関係機関との連携を強化し、都市計画の推進を円滑に行うことが重要です。

以上を踏まえ、和光市都市計画部の体制強化と業務改善について、具体的な提案をさせていただきます。

1. 都市計画の推進体制の強化
都市計画の推進には、関係機関との連携が不可欠です。関係機関との連携を強化し、都市計画の推進を円滑に行うことが重要です。

2. 住民との連携の強化
都市計画の策定や実施の過程において、住民との対話と協働を進めることが重要です。住民との対話と協働を進めるためには、住民との対話と協働を進めることが重要です。

3. 都市計画の推進体制の強化
都市計画の推進には、関係機関との連携が不可欠です。関係機関との連携を強化し、都市計画の推進を円滑に行うことが重要です。

以上を踏まえ、和光市都市計画部の体制強化と業務改善について、具体的な提案をさせていただきます。